



環 評 審 第 2 号
平成 29 年 4 月 19 日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



儀間川総合開発事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

平成 29 年 1 月 13 日付け沖縄県諮問環第 12 号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



(別 添)

儀間川総合開発事業に係る事後調査報告書に対する答申

1. 赤土等による水の濁り・水の汚れについて

(1) 儀間ダム湖の水質について

今回の調査結果では、BOD や COD、クロロフィル a の値が高くなっていることから、水質の悪化が懸念されるため、上流側の土地利用形態や周辺の植生等を確認し、BOD や COD、クロロフィル a の値が高い理由を考察させること。

また、儀間ダム湖から下流河川の流水の正常な機能維持のため、放流を行っていることから、放流水の水質がクメジマボタルに与える影響について考察させること。

(2) 調査結果の評価について

今回の調査結果では、事業開始前調査結果の最大値と最小値を基に評価しているが、事業開始前調査結果の上層、中層、下層のデータを区別せず、最大値、最小値を設定しているため、水深毎の影響を適切に評価できていないことが懸念される。

については、事業開始前調査結果のデータを水深区分毎に分けて最大値と最小値を設定した上で、事後調査結果と比較させ、水深毎の影響を考察させること。

また、ダム湖の水質は、気温変化の影響を受けるため、事後調査の結果を夏季及び冬季に分けて水深毎の影響を考察させるとともに、朝、夕の時間的な変化についても考慮するよう努めさせること。

2. ダム堤体の緑化計画について

事業者が計画しているダム堤体部の緑化計画と事業実施区域周辺の自然植生は異なることから、この地域の潜在植生を参考に周辺の自然植生と調和するよう緑化計画を検討させること。

3. 当審査会の現地調査で確認した事項について

(1) 魚道の管理について

魚道の下流側では、繁茂した雑草が魚道を覆っており、カワニナの好む藻類が増えにくい状況であることが懸念されたため、カワニナを誘因する対策を検討させること。

(2) 赤土等流出防止対策について

魚道の側面には、一部裸地が残存している部分が見受けられた。魚道は下流河川に直結しており降雨時には赤土等が流出することが考えられることから、表土保全を行い、赤土等流出防止対策に努めさせること。

(3) ビオトープの植栽計画について

事業者がビオトープの植栽計画で定めた樹種とその周囲の林内湿地（以下、「林内湿地」という。）で自生している樹種が異なっている状況が確認された。

ビオトープの植栽は、クメジマボタルの生息環境の創出という目的から林内湿地と同樹種を使用することが望ましいことから、林内湿地に自生している樹種を用いた植栽計画を検討させること。

4. ビオトープの機能維持について

当事業により整備したビオトープの機能を維持するためには、水路に繁茂した草の刈り取りや大雨時の土砂流入により埋没した水路の復旧、経年劣化による木製品の補修等を将来的に行う必要があるため、事業者に維持管理計画を策定させる等、ビオトープの機能維持に努めさせること。